

大和市告示第17号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、次のとおり下記の区域を対象とする特定計量器の定期検査を実施する。

令和元年6月4日

大和市長 大木 哲

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 検査区域       | 大和市中心一丁目の区域（平成30年度中に当該定期検査を実施した区域を除く。） |
| 2 | 検査期間       | 令和元年7月8日から同月31日まで                      |
| 3 | 検査場所       | 計量器の所在場所                               |
| 4 | 対象となる特定計量器 | 非自動はかり、分銅及びおもり                         |
| 5 | 指定定期検査機関   | 公益社団法人神奈川県計量協会                         |